

独立行政法人水資源機構分任契約職  
木曾川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一  
(公印省略)

## 見積依頼書

- 1 件名 産業廃棄物処理業務(総合管理所外2ヶ所)  
2 施行場所 愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東26-1  
独立行政法人水資源機構木曾川中下流用水総合管理所 外2ヶ所  
3 工期 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで  
4 内容等 別添、仕様書のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

### 記

- 1 現場説明 実施しません。
- 2 見積参加要件 下記に掲げる全ての条件を満たしている者であること。  
①愛知県の産業廃棄物収集・運搬業(廃プラスチック、ガラスくず、金属くず)の許可を受けていること。  
②愛知県の産業廃棄物処分業(廃プラスチック、ガラスくず、金属くず)の許可を受けていること。  
③稲沢市及び、稲沢市に隣接する愛西市、あま市、一宮市、清須市に本店があること。
- 3 見積書等
- 1)様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限り、ただし、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで押印が省略できる。
- 2)提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)  
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
- 3)提出期限 令和8年3月19日 12:00 まで
- 4)提出先 独立行政法人水資源機構 木曾川中下流用水総合管理所 経理課 担当者  
TEL 0587-97-3710 FAX 0587-97-1482
- 5)質問書 令和8年3月10日 12:00 まで  
※質問の回答については、令和 年 月 日までにHPに掲載します。
- 6)見積回数 2回を限度とする。  
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は 令和8年3月12日 14:00 までとします。
- 7)その他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。  
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見積結果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知**します。
- 5 その他
- 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
- 2)受注代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
- 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。  
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

# 仕 様 書

1. 件 名 産業廃棄物処理業務（総合管理所外2ヶ所）
2. 内 容 木曾川中下流用水総合管理所（以下「当管理所」という。）、弥富管理所及び濃尾第二施設改築事業推進室から排出される産業廃棄物を単価表に基づき、受注者は、収集運搬及び処分を行うものとする。
3. 品 名 産業廃棄物（廃プラスチック、ガラスくず、金属くず）
4. 収集場所 愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東26-1  
及び収集日時 独立行政法人水資源機構 木曾川中下流用水総合管理所  
  
愛知県弥富市五明3丁目15番地  
弥富管理所  
  
愛知県弥富市鎌倉町95 海部土地改良区会館2階  
濃尾第二施設改築事業推進室  
  
産業廃棄物 3ヶ月に1回程度  
  
※平日10時～17時まで
5. 予定数量 別紙予定数量のとおり。  
  
※予定数量は、あくまでも当管理所外2ヶ所の排出実績等に基づく参考値であり、排出を確約した数量ではない。
6. 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
7. 提出書類 産業廃棄物管理票（マニフェスト）を当管理所に提出すること。  
(1) 収集運搬終了時：マニフェストB2票  
(2) 処分終了時：マニフェストD票  
(3) 最終処分終了時：マニフェストE票
8. その他
  - ・当管理所は、単価契約書（水資源機構様式）により受注者と契約を締結するほか、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づく委託契約書により産業廃棄物の収集運搬及び処分のそれぞれについて、受注者と契約を締結するものとする。
  - ・単価には、ゴミタンク貸出費用など、本業務におけるすべての経費を含むものとする。
  - ・ゴミタンクについては、木曾川中下流用水総合管理所にのみ設置するものとする。

見 積 書

(件名) 産業廃棄物処理業務 (総合管理所外2ヶ所)

独立行政法人水資源機構 分任契約職

木曾川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

(単位：円)

品 名	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
産業廃棄物 (廃プラスチック)	45	m <sup>3</sup>			
産業廃棄物 (ガラスくず)	4	m <sup>3</sup>			
産業廃棄物 (金属くず)	12	m <sup>3</sup>			
マニフェスト管理費	12	月			
合 計					税抜き

注) 上記見積金額には、ゴミタンク貸出費用など、本業務におけるすべての経費を含むものとします。

(案)  
単 価 契 約 書

- 1 件 名 産業廃棄物処理業務（総合管理所外2ヶ所）
- 2 品 名 別紙単価表のとおり
- 3 単 価 別紙単価表のとおり
- 4 履行場所 愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東26-1  
独立行政法人水資源機構木曾川中下流用水総合管理所 外2ヶ所
- 5 契約期間 自 令和 8年 4月 1日  
至 令和 9年 3月31日

独立行政法人水資源機構 木曾川中下流用水総合管理所(以下「発注者」という。))と (以下「受注者」という。))は、産業廃棄物処理業務（総合管理所外2ヶ所）に関し、次のとおり単価契約を締結する。

この契約の証として、本書2通を作成し当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東26-1  
独立行政法人水資源機構分任契約職  
木曾川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一

受注者

(総則)

第1条 本契約に関し、発注者の依頼する産業廃棄物を別表単価表に基づき、受注者は、収集運搬及び処分を行うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継してはならない。

(収集の方法)

第3条 発注者は、当該自治体の規程に応じた分別をするものとし、収集日は、仕様書に定める日時に行うものとする。ただし、発注者が別に指定した時は、この限りではない。  
2 発注者は、受注者が産業廃棄物の収集をした時は、受注者が発行する伝票等により確認するものとする。

(請求及び支払)

第4条 受注者は、書面により請求書を発注者に請求するものとする。  
2 発注者は、受注者が発行する請求書を受領したときは、速やかに受注者に支払うものとする。

(契約の解除)

第5条 発注者及び受注者が、契約期間内に本契約を解約するときは、1ヶ月前に相手に解約の通知をしなければならない。ただし、次の各号の1に該当する場合は、相手方に通知をして本契約を解約することができる。  
一 受注者が理由なく産業廃棄物の収集運搬及び処分に応じないとき  
二 受注者が正当な理由なしに契約の解約を申し出たとき  
三 受注者が発注者の承認を受けないで、契約の履行を第三者に譲渡したとき  
四 受注者が、受注者の責めに帰すべき理由により発注者の指定する期限までに産業廃棄物の収集運搬及び処分をする見込が明らかに認められなかったとき

(その他)

第6条 本契約に定めのない事項、又はこの契約の履行に関し疑義を生じた場合は、発注者及び受注者が協議の上定めるものとする。

## 単 価 表

(単位:円)

品 名	単 位	単 価	摘 要
産業廃棄物 (廃プラスチック)	m <sup>3</sup>		
産業廃棄物 (ガラスくず)	m <sup>3</sup>		
産業廃棄物 (金属くず)	m <sup>3</sup>		
マニフェスト管理費	月		

(消費税別途)

注) 上記見積金額には、ゴミタンク貸出費用など、本業務におけるすべての経費を含むものとします。

FAX送信先 0587-97-1482

独立行政法人水資源機構 木曾川中下流用水総合管理所 経理課 あて

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 分任契約職

木曾川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一 殿

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

## 見積依頼書等の交付受領書

令和8年3月6日に交付された(件名:産業廃棄物処理業務(総合管理所外  
2ヶ所))の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名:

担当者:

電話番号:

FAX番号:

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。

## くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

## 1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

## 2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例) くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

## 3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただき番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」  
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

## 4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

123+4=127

127÷2者=63 余り 1

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、  
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

123+4+1=128

128÷3者=42 余り 2

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、  
◎◎工業 が契約の相手方となる。